

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請について

学校の教育活動全般(授業・休憩時間・部活動・学校行事・合宿・登下校等)の災害で、医療機関を受診した場合、一部を除き「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度」により、医療費の給付が行われます。申請には書類(医療等の状況等)が必要です。本校HPよりダウンロードしていただくか、保健室まで書類を取りに来てください。その後、各自で医療機関へ提出し、作成された書類は速やかに保健室に提出してください。通院日より2年請求を行わないと時効になりますのでご注意ください。

提出書類について

災害報告書 全員

災害発生時の状況などを担任、もしくは授業や部活動の担当教諭に記入してもらい保健室へ提出してください。

医療等の状況 全員

「医療等の状況」は、医療機関が1ヶ月単位で医療点数を証明するものです。

その他の書類 該当者のみ

「高額療養届」→医療点数が7000点以上の場合

「治療用装具明細書」と領収書の写し→医師の指示で治療用装具を要した場合

「調剤報酬明細書」→院外薬局で薬等を受け取った場合

※公費負担制度を利用した場合(該当者のみ)

公費負担制度を利用された場合は、各種書類下段の「保護者記入欄」で該当するものに○をし、自己負担がある場合はその金額も記入してください。(負担がない場合は0円とご記入ください)

給付の範囲

給付金は、健康保険の範囲内で受け取ることができます。

給付対象は、医療点数で500点(3割負担の場合窓口負担1500円)以上のものが対象です。500点未満は対象外となります。支給額は、医療保険並の療養に要する費用の4/10(そのうち1/10分は療養に伴って要する費用として加算される分)です。

支給の期間は、同一の災害の負傷又は疾病について初診から最長10年間ですが、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効になります。また、初回の給付を受けていても2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効になりますので、ご注意ください。

給付の方法

センターより給付が行われますと、給付金が授業料の口座へ振り込まれます。(給付までに3ヶ月程度要する場合があります)